

第 77 回国民体育大会（特別国民体育大会冬季大会）中国ブロック大会における
新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に基づき、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン」（いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン等を参考に、第 77 回国民体育大会（特別国民体育大会冬季大会）中国ブロック大会の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインの事項が、第 77 回国民体育大会（特別国民体育大会冬季大会）中国ブロック大会開催における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅していないため、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認し、十分な対策を講じていただきたい。
- ※ 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行っていきます。

第 77 回国民体育大会（特別国民体育大会冬季大会）中国ブロック大会
広島県実行委員会

【第 1 版】 令和 4 年 4 月 2 2 日

1 目的

本ガイドラインは、第 77 回国民体育大会（特別国民体育大会冬季大会）中国ブロック大会（以下「中国ブロック大会」という。）開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、中国ブロック大会実施競技を対象とする。

3 共通予防対策

中国ブロック大会の開催にあたり、全ての参加者個々人が、感染予防対策を確実に実行することが感染拡大防止の基本である。以下の事項を感染予防対策の基本とし、各競技運営主管団体においては、競技特性に応じた予防対策の確実な実行に向けて準備・運営にあたる。

<中国ブロック大会における共通予防対策>

- ・ 手指衛生の励行
- ・ 競技及びウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ・ ソーシャルディスタンスの確保
- ・ 「3密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
- ・ 各競技会参加日 14 日前からの健康と行動の記録（体調管理チェックシート）および提出、必要に応じた事後報告
- ・ 大声での会話、応援の自粛
- ・ 厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び「広島コロナお知らせQR」の利用推奨
- ・ 大会期間中の不要不急な会食の自粛
- ・ 選手、関係者、観客等のゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
- ・ 諸室、共用物の消毒の徹底

4 役割分担

（1）実行委員会

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へ周知を行う。
- ② 関係者への情報提供、行政や医師会との連携を行い、中国ブロック大会前後の新型コロナウイルス感染症に関わる一切の業務を取り仕切ることとし、関係者に対して、連絡先を明示する。

- ③ 大会及び各競技会開催可否の判断を行う。
- ④ 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応については、9、10に記載のとおりとする。
- ⑤ 競技運営主管団体の感染防止対策の確認

(2) 競技運営主管団体

- ① 感染防止対策担当者を設置し、各中央競技団体が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止策を講じた競技運営を実施する。
- ② 大会関係者及び参加者の体調把握を体調管理チェックシートにより行う。
- ③ 競技補助員等として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努める。
- ④ 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応については、9、10に記載のとおりとする。
- ⑤ 競技や会場の特性等の観点から必要に応じて無観客開催の検討をする。

(3) 各県体育・スポーツ協会

- ① 感染防止対策担当者を設置し、監督、選手、コーチ等スタッフ、本部役員に対する本ガイドライン及び感染防止対策を周知徹底する。
- ② 監督、選手、コーチ等スタッフ、本部役員の派遣可否の判断を行う。
- ③ 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者(疑いを含む)の対応については、9、10に記載のとおりとする。

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 監督、選手、コーチ等スタッフ

- ① 各中央競技団体が定めるガイドラインに従うこと。
- ② 体調管理チェックシート(様式1又は様式2)により、競技会参加日14日前からの健康状態を確認する。
- ③ 期間中は毎日検温を実施し、各競技(種別・種目)の監督は、全員分の体調管理チェックシート(様式1又は様式2)の記載を確認したうえで、各競技の受付時若しくは感染防止対策担当者へ提出すること。
- ④ 代表受付を行う場合は、代表者が体調管理チェックシート総括表(様式3)に様式1又は様式2を添付して提出すること。
- ⑤ 競技及びウォームアップ実施以外は、原則としてマスクを着用すること。
- ⑥ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、健康状態を確認すること。

(2) 競技役員・競技補助員・審判・運営スタッフ等

- ① 各中央競技団体が定めるガイドラインに従うこと。
- ② 体調管理チェックシート(様式1又は様式2)により、競技会参加日14日前からの健康状態を確認する。

- ③ 期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシート（様式1又は様式2）を受付時若しくは感染防止対策担当者へ提出すること。
 - ④ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
 - ⑤ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、健康状態を確認すること。
- (3) 大会役員及び本部役員
- ① 各中央競技団体が定めるガイドラインに従うこと。
 - ② 体調管理チェックシート（様式1又は様式2）により、競技会参加日14日前からの健康状態を確認する。
 - ③ 期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシート（様式1又は様式2）を受付時若しくは感染防止対策担当者へ提示すること。
 - ④ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
 - ⑤ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、健康状態を確認すること。
- (4) 報道員
- ① 氏名・所属先及び連絡先の提出等、各競技運営主管団体の要請に協力すること。
 - ② 入場時には、検温を受けること。
 - ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
 - ④ 取材人数は、出来る限り少なくし、囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンスを確保し実施すること。
- (5) 観客
- ① 氏名及び連絡先の提出等、各競技団体の要請に協力すること。
 - ② 入場時には、検温を受けること。
 - ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
 - ④ 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
 - ア 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - イ メガホン、トランペット等道具・楽器の使用
 - ウ タオル、フラッグ等を振り回す
 - エ ハイタッチ、肩組み

6 会場内において実施すべき事項（競技団体及び施設管理者において実施）

(1) 競技エリア

競技特性に応じた対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(2) 受付等

- ① 受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。または、フェイスシールドなどを準備し、対応すること。
- ③ 参加者が距離をおいて（できるだけ2m、最低1m）並べるように目印の設

置を行うこと。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ① 手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること。（手指を乾燥させる設備は使用しないこと。）
- ③ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

(4) 控室・更衣室などの諸室

- ① 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(5) 観客席

- ① 収容定員の50%以内とする。
- ② 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- ③ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

7 宿泊

(1) 宿泊

最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本ホテル連盟）が遵守できる、宿泊施設へ配宿できるようブロック大会配宿委託業務担当業者へ協力依頼を行う。

8 監督会議、開始式、表彰式

(1) 監督会議

監督会議は、感染防止の観点から、各競技団体で協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保等の感染防止対策を講じること。

(2) 開始式、表彰式

- ① 各競技会の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じること。

- ② 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じること。

9 大会及び各競技会参加可否基準

(1) 定義

体調不良とは、発熱（37.5℃以上）、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など、体調管理チェックシートの各項目の症状が1つでも「あり」に該当した者とする。

(2) 大会及び各競技会への参加を認めない者

① 競技会参加日 14 日前から競技会最終日までの間に、新型コロナウイルスへの感染又は新型コロナウイルス感染者への濃厚接触が確認された者

② 上記（1）に該当する者

ただし、次のア及びイの両方の条件を満たしている場合、大会への参加を認めて構わない。

ア （1）に該当した日以後に少なくとも8日が経過している。

イ 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後少なくとも72時間が経過している。

ただし、上記ア、イを満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で（1）に該当した症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書があれば、出場可能とする。

10 期間中の体調不良者発生時の対応

(1) 対応

① 医療機関等への電話相談

県内居住者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関、県外居住者(ブロック大会に参加するため県内の宿舎に宿泊する者)は広島県受診・相談センターへ電話相談し指示に従うこと。

広島県受診・相談センター連絡先

広島市 082-241-4566 呉市 0823-22-5858 福山市 084-928-1350

広島市、呉市、福山市以外の市町 082-513-2567

医療機関又は広島県受診・相談センターへ電話相談した場合は、電話した旨及び受けた指示について下記【参加者区分別報告先】のとおり、本人又は所属を通じて報告する。

各競技感染防止対策担当者及び各県感染防止対策担当者は報告を受けた場合、速やかに実行委員会へ報告する。別添フローチャート参照

② 感染又は濃厚接触が確認された場合

感染又は濃厚接触が確認された者は広島県内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従うこと。また、別紙「中国ブロック大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書」に必要事項を記入後、速やかに

【参加者区分別報告先】へ提出し、報告すること。別添フローチャート参照

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
選手・監督 ・コーチ	各競技感染防止対策担当者 及び各県感染防止対策担当者	各競技感染防止対策担当者 及び各県感染防止対策担当者
競技役員	各競技感染防止対策担当者	各競技感染防止対策担当者
大会役員	実行委員会	実行委員会
選手団役員	各県感染防止対策担当者	各県感染防止対策担当者
一般観覧者 報道関係者	各競技感染防止対策担当者 又は実行委員会	実行委員会

【中国ブロック大会広島県実行委員会連絡先】

〒730-0011 広島県広島市中区基町4-1 県立総合体育館内

公益財団法人広島県スポーツ協会事務局内

TEL：082-221-4600（平日 9:00～17:30）

FAX：082-222-8040

携帯：090-7541-3769（上記、平日以外）

③ 感染者発生周知方法

大会期間中又は大会終了後会場を出た翌日から14日間に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、実行委員会から各競技感染防止対策担当者及び各県感染防止対策担当者へ報告する。

11 大会及び各競技会開催可否判断について

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下の状況となった場合、大会及び各競技会開催可否について検討する。

- ・ 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が中国5県いずれかで発令された場合
- ・ 競技会開催地である自治体独自の緊急事態宣言等の発令又はスポーツ大会開催自粛要請がされた場合
- ・ 広島県新型コロナウイルス関係部署と相談の上、広島県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが困難であると判断された場合
- ・ 各県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加県の2/5以上）
- ・ 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- ・ 各競技運営主管団体より各競技会の中止もしくは延期を要請された場合
- ・ その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会及び各競技会の開催が困難と想定される場合

12 その他

- (1) 本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。
- (2) 会場等においてサーモグラフィー等身体表面で検温する場合は、外気温に考慮すること。

大会期間中体調不良者の発生及び感染又は濃厚接触者が確認された場合のフローチャート

